

目 次

令和2年9月10日（木曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示 1

議会運営委員会副委員長報告 2

開会、開議 6

諸般の報告 6

会議録署名議員の指名 6

会期の決定 6

閉会中の継続調査結果報告 7

（総務建設常任委員会） 7

（教育民生常任委員会） 10

委員長報告に対する質疑 12

（総務建設常任委員会） 12

（教育民生常任委員会） 12

議案の上程、提案理由の説明 12

（議案第1号～諮問第2号）

休憩（午前10時33分） 21

再開（午前10時45分） 22

提案理由に対する質疑（議案第1号～諮問第2号） 22

委員会付託 22

（議案第1号～議案第5号、議案第7号～議案第10号）

討論、採決（同意第1号、諮問第1号～諮問第2号） 23

決算特別委員会の設置、趣旨説明（発議第1号） 24

趣旨説明に対する質疑（発議第1号） 25

討論、採決（発議第1号） 25

休憩（午前10時50分） 26

再開（午前10時52分） 26

決算特別委員会委員の選任（決定第1号） 26

休憩（午前 1 0 時 5 4 分）	2 7
再開（午前 1 0 時 5 6 分）	2 8
決算特別委員会の正副委員長の決定	2 8
委員会付託（議案第 6 号）	2 8
議案の上程、趣旨説明（発議第 2 号）	2 8
趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）	2 9
討論、採決（発議第 2 号）	3 0
土庄町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 （選挙第 1 号）	3 0
散会（午前 1 1 時 1 5 分）	3 1

令和 2 年 9 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 112 号

令和 2 年 9 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 9 月 2 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 令和 2 年 9 月 10 日（木）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和 2 年 9 月 10 日（木曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の防止のため、議員席、執行部席、傍聴席の座席について、間隔をあけて着席していただくことにしておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、議場内におきましては、マスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたしますとともに、休憩は 1 時間を目途に取らせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

また、議員の皆さま、発言の際には、マスクを着用のままお願いしたいと思いますので、ゆっくりとしゃべるように心掛けて、お願いをしたいと思います。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

おはようございます。

本日、令和 2 年 9 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、7 月の 21 日に臨時議会を開催していただき、その席上で今回のこのコロナ対策ということで、補正予算等々を可決していただきました。この場を借

りまして、改めて御礼申し上げたいと思います。

また、その後ですね、町政報告会をするということは、皆さん方にもご案内しておりましたが、8月の2、8、9と3日間にわたって、問責決議に係る町政報告会を開催いたしました。ただ、新型コロナウイルスの感染症対策のため人数制限ということでですね、させていただきました。その中で、8地区にわたって100名以上の方の参加をいただきました。改めまして個人の自己破産の手続き開始により、町民の皆さまに不安、また、不信感、お騒がせをしてしまいました。深くこの場を借りまして、お詫び申し上げたいと思います。町民の皆さまから信頼を回復できるよう、初心に返って町政運営に邁進してまいりたいと思いますので、ご理解、また、ご協力をお願い申し上げます。

そして、年内の行政に関わるほとんどの事業、また、祭りごとも含めてですけども、地域のこと、ほとんど中止になっております。

そして、令和3年、来年になってもですね、だいぶ様相が変わっております。後の委員会等でも皆さんにお話できる範囲は、お話ししようかなと思っておりますが、一番最初にあるのはたぶん、出初めかなと思っておりますが、中身、それからやり方、そして、やるのか、やらないのか、中止なのか、そういったことも含めてですね、皆さん方に後ほどご報告できる内容については、したいなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

また、8月の20日の日にですね、小豆島にもまた2人目のコロナウイルス患者ということで出ましたが、その後ですね、町民の皆さまのご協力をいただいて、今のところは発生者もなく、今来ております。これもずっと続けていたきたいと思ひますし、このコロナ収束の後、コロナ禍の終わった後は、新しい生活様式ってのがこれから言われていると思っておりますので、今後もですね、そういったことも注視しながら進めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日提案の議案につきましては、補正予算関係が5件、決算認定1件、条例関係2件、人事案件3件、その他2件の合計13件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る9月3日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等について、ご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月3日、委員会室におきまして、9月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日10日から15日までの6日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に閉会中における継続調査結果について、各常任委員長より報告していただき、その後報告に対する質疑を行います。

次に、執行部より、議案第1号から議案第10号、同意第1号、諮問第1号から諮問第2号の提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第1号から議案第5号及び議案第7号から議案第10号を各常任委員会に付託します。

次に、同意第1号及び諮問第1号から諮問第2号の採決をお願いします。

続きまして、発議第1号 決算特別委員会の設置についての趣旨説明の後、質疑、討論、採決を行い、決定第1号 決算特別委員会委員の選任についてで委員の指名を行います。

次に、閉会中の決算特別委員会に議案第6号の付託審査をお願いします。

次に、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、趣旨説明の後、質疑、討論、採決を行います。

次に、選挙第1号 土庄町選挙管理委員会委員・補充員の選挙を行います。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いいたします。

11日から14日までは休会とし、15日（火）は、初めに付託議案の審査結果を各常任委員長より報告し、質疑を行います。

続いて、一般質問を行います。一般質問は、通告期限であります9月1日正午までに提出されたものについて、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第1号から第5号、議案第7号から議案第10号までの討論、採決を行います。

最後に、閉会中の継続調査申出について、採決をお願いしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただき、9月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から15日までの6日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどお願いを申し上げます。

令和2年9月10日（木曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（高橋正博君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼総務課長（鳥井基史）	参事兼企画課長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（奥村 忠）	健康福祉課長（笹山恵子）
住民環境課長（三木新治）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
総務課課長補佐（島原正喜）	総 務 課 係 長（須浪博文）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（樋口和徳）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

令和2年9月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月10日（木曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 4 議案第1号 令和2年度土庄町一般会計補正予算（第6号）
- 第 5 議案第2号 令和2年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第3号 令和2年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第4号 令和2年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第5号 令和2年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第6号 令和元年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第7号 土庄町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第8号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第9号 新たに生じた土地の確認について
- 第13 議案第10号 字の区域の変更について
- 第14 同意第1号 土庄町教育委員会委員の任命について
- 第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第16 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第17 発議第1号 決算特別委員会の設置について
- 第18 決定第1号 決算特別委員会委員の選任について
- 第19 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 第20 選挙第1号 土庄町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

開会、開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年9月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱野良一君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より検査の報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において1番茂木邦夫君、2番鈴木美香君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、9月10日から9月15日までの6日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 9 月 15 日までの 6 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡本経治君。

○総務建設常任委員長（岡本経治君）

おはようございます。

閉会中の令和 2 年 8 月 28 日に総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

はじめに総務課から、豊島地区の観光客の救急搬送についてこれまでの経緯等の説明がありました。

豊島地区には、常備消防職員の配置がなく、救急搬送業務については、土庄町消防団豊島分団、自治会、民生委員が担っている。これまで町としても、関係機関による連絡会や瀬戸内国際芸術祭に向けた救命・救急講習会の開催、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた搬送手順の協議などを行ってきたところである。先般、豊島分団から観光客の救急搬送を中止するという申し入れがあった。これを受け、8 月 13 日に開催した連絡会では、観光客について「これまでどおり救急搬送を継続する」という自治会もあつたり、消防団も「島民として有志で搬送を行う」という話があつたりした一方で、専門的な知識を持つ人のもと、搬送を行う体制整備を望む意見が多数あつたと報告がありました。

現在、町としては豊島内で勤務する役場の職員等による救急搬送について調整を進めており、また、消防本部では消防署員 0B に対して、豊島救急搬送への協力について意向を聞くアンケートを実施しているとのこと。

委員より、まずは県と連携し、感染症対策の解決策を模索してほしいとの意見がありました。執行部からは、瀬戸内国際芸術祭を契機に豊島地域振興が図られており、問題をクリアできる形で事業を開催することが必要だ、県と相談・協力しながら検討していきたいとの回答がありました。

また、救急搬送に関わる方への感染防止の備品等の配布について質問があり、必要な資器材については配布をしたい、搬送に関わる方への B 型肝炎等の予防接種についても予算を計上していくとの回答がありました。

次に、1 人 10 万円の特別定額給付金事業の支給結果について報告がありました。最終の申請率は 99.6%、支給額は合計 13 億 6030 万円で、未申請は 30 世帯でした。未申請者に、できるかぎり申請勧奨を行ったが、死亡、辞退のほか、

どうしても連絡先が分からない方が残ったとのことでした。

次に、庁舎建設事業の進捗状況について説明がありました。6月以降、基礎躯体工事、一階スラブ配筋などを行っている。また、浄化槽改修工事は現在、準備工事、水換・清掃工事及び不要配管等の撤去工事を行っている。車庫棟建設、診療所棟改修工事については、2回の開札において予定価格に達せず、入札は不調となった。この入札不調を受けて、設計業者に不落の原因について調査を指示し、設計内容の見直し等を行った上で再度8月18日に公告をしたとのことでした。

続いて、旧土庄高校建物及び敷地と町有地との交換について、県有地2ヵ所、町有地2ヵ所の土地について等価交換を行う。契約日は令和2年10月1日、所有権移転日は令和3年3月31日を予定していると説明がありました。

また、旧土庄高校の3号館、体育館、機械棟、新運動場の倉庫、ブロー室、トイレといった建物は、県から町への無償譲渡であり、契約は同じく令和2年10月1日、所有権移転日は同年11月1日を予定している。なお、町有地の小豆総合事務所底地のうち、スクールバスの発着場、宮の下ポンプ場、小学生が通る通路等は現在使用しているので、今回の交換から除外していると説明がありました。

委員から、バスの発着場の進入路について質問があり、執行部から共有することで協議を進めていると回答がありました。

次に企画課からは、土庄町及び小豆島町と徳島文理大学との連携協定について説明がありました。土庄町と大学の連携協定は4校目となり、徳島文理大学とは、以前から町の指定文化財や石の文化といった学術的な分野を中心に連携しており、今後はさらに連携分野を広げ、小豆島地域の学術・文化の進展や地域振興を図っていくとのことでした。

委員より、今後の連携数や選定の判断基準について質問があり、執行部から国の補助事業で夢すび館を改修した際の連携目標は3校であり、今後については、様子や内容を見つつ検討していきたいと回答がありました。

次に、分掌事務の見直しについて説明がありました。現在、職員の事務負担は、新規事業や事務の複雑化などにより増加している。分掌事務の中には、複数の課にまたがる類似の事務や密接に関係する事務があり、効果的で効率的な分掌事務の見直しを行うため、「分掌事務等検討プロジェクトチーム」を昨年12月に組織し、検討を進めている。今後は、プロジェクトチームからの提案により分掌事務の見直しを行い、規則等の改正を行う予定であると説明を受けました。

委員からは、職員の事務負担が軽減されるとともに、住民が見たときに課名や業務内容が分かりやすいものにしてほしいとの意見がありました。

次に建設課から、町道要鉄川西線道路改良事業について、要鉄交差点と永代橋交差点から新庁舎への進入路について説明がありました。

要鉄交差点の隅切りについては、地元自治会の要望及び地権者の協力も得られることとなり、緊急物資運搬車両等もスムーズに左折できる隅切り計画となる予定である。また、永代橋交差点から新庁舎への進入路について、現在、測量・設計及び家屋調査業務を発注し、検討を進めているが、対象物件 2 軒にアスベスト含有の可能性があることが判明した。今後、アスベスト含有試験及び撤去費用の補償額を算定する必要がある、追加調査を考えているとのことでした。

続いて、刈崎都市下水路事業の進捗状況については、工事施工に伴う周辺地盤変動による補償交渉を進めており、現在、1 工区、2 工区とも工事を中断している状況であるとの説明を受けました。

また、周辺工作物への影響に対する対応として、クラック補修及び止水のために土のうを並べた。また、周辺住民の方からの要望で仮設通路を設置したほか、既設排水路を撤去したので、仮配水管の設置を行っているとのことでした。今後、1 工区の施工を早めに、早急に実施したいが、施工スケジュールの調整に時間を要するとのことでした。

委員より、庁舎のような大型工事でも亀裂等は生じていないのに、このような工事で地盤沈下するということは考えられない。町民に対しては、感情を逆なでしないように細心の注意を払ってやってほしいという意見がありました。

次に、王子前分譲地の売却について、8 月 23 日に開催した住民説明会の結果報告がありました。周辺の生活環境整備に関する要望や売却方法、価格の見直し理由などについて質問がありましたが、価格の見直しについて「どうしても反対する」という意見はなかったとのことでした。今後のスケジュールとしては、売却価格を改定後、11 月頃から販売を開始したいと考えているとのことでした。

委員から、公園などの環境整備について質問があり、分譲地の 5 区画以外のところで公園ができないか検討しているとの回答がありました。

次に、商工観光課より、復路フェリー無料キャンペーンについての説明がありました。コロナ渦の状況を踏まえ、期間は 8 月 27 日から、エリアは全国ではなく四国限定で始めている。今後、エリアを拡大するのか、しないのかなどについては、コロナの状況によって判断するとのことでした。

次に、プレミアム付商品券について報告がありました。

8 月 25 日現在で、申請件数 3,033 名、申請額 5,905 万円、登録店舗数は 219 件となっている。現在の申請状況を勘案し、9 月 26 日に追加販売を実施する予定で、1 人 5 セットまでの申し込みを予定しているとのことでした。

委員より、プレミアム付商品券について、申請期間も短く、住民は具体的にどう使ったらいいかイメージができないといった意見や、追加販売を豊島でもできないかといった要望があり、執行部からは、豊島での追加販売についても商工会と相談するとの回答がありました。

次に、コロナ禍における資金繰りや事業継続に関する融資については、無利子・無担保での有利な貸付ということもあり、融資件数は大幅に増えていると報告がありました。

また、国の持続化給付金の町の上乗せ給付は、8月25日現在で、法人119件、個人207件の計326件を給付した。また、売り上げが20%から49%減少した事業者に対する町独自の給付金は、8月から受付を開始しており、法人4件、個人7件である。申請期限を2月までにしており、まだ様子を見ている段階ではないかと思われるとのことでした。

次に、アニメ「からかい上手の高木さん2」を活用した観光施策について、コロナの状況を見ながらとなるが、版権元から契約書案の提示があったので、内容を精査して進めていきたいと報告がありました。

続いて、総務省の地域おこし企業人プログラムについて、町でもこの制度を活用して、民間企業等の社員を一定期間受入れ、まちの魅力や価値の向上に繋がる取り組みを企業とともに進めていきたいと説明がありました。

対象企業は、3大都市圏に所在する企業で活動期間は6ヵ月から最大3年。受入れに要する経費については、国の特別交付税措置がある。観光や産業、まちづくりなどに活用されている事例が多いとのことでした。

委員から、募集方法や複数応募があった場合の選定方法について質問があり、執行部より制度上は公募も随意契約も認められているが、平等性があるのは公募である。募集の仕方について早急に協議すると回答がありました。

また、土庄町として観光政策やアプローチの対象を明確にし、インバウンドや島の価値として結びついているのかを見極めてほしい。採用の際は広く募集をかけ、本当に土庄町、小豆島のことを考えてもらえる方に新鮮なアイデアで動いてもらえるようお願いしたいと意見がありました。

以上で、閉会中に開催された総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 岡野能之君。

○教育民生常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

閉会中の令和2年8月28日に教育民生常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

教育総務課より、新型コロナウイルス感染症対策に伴う独自支援策について2つの特別給付金を支給する予定であると説明がありました。

1つは、高校2年生、3年生への特別給付金で、支給額は一律3万円、2つ目は土庄町の奨学金制度を利用している学生への特別給付金で、こちらも支給額は一律3万円です。議会の議決を経て、対象者に申請書を送付し、申請書を受理次第、順次振込を行い、早期の対応をしていきたいとのことです。

委員より、奨学金借入者の特別給付金について、学生支援機構からの奨学金を利用している学生は対象にならないのかとの質問に対して、土庄町以外にさまざまな奨学金があり、全てを把握し平等にというのは難しいため、今回は土庄町の奨学金を借り入れている方に限定したとの説明がありました。

これに対し、全大学生が対象になるような給付型の給付金になるよう努力してほしいとの意見がありました。

続いてGIGAスクールについて、端末、ネットワーク環境整備の入札結果の報告がありました。端末は、iPadを購入することになったとのことです。

委員より、GIGAスクールの運用の面でどこの自治体も課題が多いと困惑している。教育委員会として、指針をできるだけ早く出してもらいたいとの意見がありました。

続いて、住民環境課から3点説明がありました。

まず、一般廃棄物最終処分場及び汚泥再生処理センター用地経過報告については、6月3日開催の教育民生常任委員会では、灘山の地権者との交換協議について、契約締結のお願いをしたと報告したが、8月27日の第8回土庄町施設整備推進会議では、土地交換は難しいとの回答があったため、早急に可否を含めて状況確認をしていくとの説明がありました。

委員より、難しいのであれば、次の候補地は探しているのかとの質問に、町長が最終的に不可能だと判断した場合、次の候補地を早急に探していくとの回答がありました。

また、土地確保の責任の所在について質問があり、あくまで推進会議からは意見をもらい、最終的には町が責任を持ってやるとの回答がありました。

続いて、小江一般廃棄物最終処分場賃借地について説明がありました。

土地については、地権者へ返却する契約であったが、整地して返却するより購入するほうが工事費用を抑えることができるため、地権者との話し合いの結果、来年度購入することで進めているとの報告がありました。

委員より、購入後の維持管理や活用方法について質問があり、災害廃棄物が発生した場合の仮置き場や仮設住宅等の建設場所という可能性もある。草や木が生えないよう管理をしていきたいとの回答がありました。

次に、ドローンの実証実験について説明がありました。

土庄町地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業として、土庄こども園、四海公民館、大坂城残石記念公園、豊島交流センターの４ヵ所に太陽光発電の建設工事を行っている。これに併せてドローン物流実用化事業として、2021年度から実証実験を含め、実用化に向けた取り組みを進める予定であるとの報告がありました。

委員よりドローンの最大積載重量14キロの内容物について質問があり、災害時の薬や物品、また、郵便や宅配も想定していると回答ありました。

なお、佐川急便株式会社が共同事業者となっているとのこと。

続いて、不燃ごみの収集・分別に関する提案書について協議を行いました。

委員から、周知啓発の方法やごみステーションの整備など多くの提案がありましたので、今後協議し意見をまとめた上で、町に対して提案書を提出する方向で進めていくことになりました。

以上で、閉会中に開催された教育民生常任委員会の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～諮問第2号）

○議長（濱野良一君）

日程第 4、議案第 1 号 令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 6 号）の件から、日程第 16、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、説明をさせていただきます。議案書 1 ページをお開きください。

議案第 1 号 令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明します。

歳出としまして 16 ページ、17 ページをお願いします。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の総務事務費は、上庄から馬越方面、肥土山方面への三差路にある電柱に防犯カメラを設置しておりますが、県道拡幅により電柱が移設されることに伴い、カメラ移設のための手数料 18 万 7 千円及び豊島において救急搬送を担う自治会役員や民生委員に対して B 型肝炎ワクチン、破傷風トキソイドワクチン接種、B 型肝炎抗体検査の手数料 43 万 3 千円でございます。

6 目 財産管理費の管財事務費は、故障しました町長室のエアコン取替購入費 33 万円を組み換え計上いたしております。このほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以降臨時交付金と申します、の財源更正を行います。

7 目 企画費の企画事務費は、土庄町商工会などからの要望により、東洋紡跡地の公園整備を実施する費用 1320 万 3 千円と、オリーブバスからの要望によりバスロータリーの舗装修繕のための費用 198 万円でございます。

公園整備につきましては、イベントや公園で遊ぶ子どもたちのことを考慮し、水場と分電盤の増設として施設修繕費 206 万 2 千円のほか、愛の園からの遊具移転、フェンス設置、休憩所となる東屋、公園利用者のための駐車場を整備する工事請負費 1197 万 9 千円でございます。財源といたしましては、健やか子ども基金繰入金 656 万 8 千円を充当いたします。

バスロータリー舗装修繕は、町有地である東洋紡跡地内に設置しておりますバス停の舗装を修繕する工事請負費 198 万円でございます。

次に、地域公共交通活性化・再生総合事業は、交通事業者や運輸局、県、小豆島町で構成している小豆島地域公共交通協議会にて策定していた交通事業計画が、令和元年度で終了したことを受け、新たな計画策定を行うため負担金 212 万 3 千円を支出いたします。協議会に対して、事業完了後に国庫補助金 74 万 3

千円が交付されるため、その際は返還金として受け入れをいたします。このため、町実質負担は138万円となります。

次に、ふるさと納税推進事業は、今年度の4月から7月において、前年同時期と比較し約2倍の寄附があり、ポータルサイトを増やし、さらなる寄附の促進を実施しています。寄附金ベースでは、2億円の増収を見込んでおり、必要経費として1億690万9千円、寄附金の基金積立金として1億8307万7千円を計上しております。

10目 防災行政無線費のデジタル防災行政無線整備事業は、各家庭に戸別受信機を取り付けているところではありますが、取り付けに必要なダイポールアンテナを当初500基見込んでおりましたが、不足する見込みであるため、不足分300基を追加するものです。追加事業費693万円の計上、財源としましては緊急防災・減災事業債690万円を充当いたします。

11目 豊島交流センター費の豊島交流センター維持管理費は、1階待合スペース天井の照明器具故障に係る施設修繕費60万円でございます。

12目 高度情報化推進費は、臨時交付金の財源更正を行います。

18ページ、19ページの上段にまいります。

2項 徴税費、2目 賦課徴収費の賦課徴収事務費は、地方税法に基づく法務局からの登記済通知等のオンライン化を図るためのシステム導入経費11万円でございます。

中段、3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費の特別弔慰金支給事務費は、弔慰金対象者への裁定通知書送付に係る郵便料を計上するとともに、その他の経費の見直しにより、事務費が総額1千円増となります。全額、国庫補助金が措置されます。

3目 障害者福祉費の障害福祉計画等策定事業は、当初予算では、策定委員会委員への謝礼を7節 報償費に計上しておりましたが、条例を改正し、当委員会を町の附属機関に位置付けることから、同額を1節 報酬に組み替えるものであります。また、臨時交付金の財源更正を行います。

6目 隣保館運営費の隣保館維持管理費は、新型コロナウイルス感染症対策として、非接触型体温計及び空気清浄機を整備するため、医療衛生器具類10万5千円を計上しております。財源として臨時交付金を充当いたします。

8目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業は、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金48万2千円でございます。

下段から20ページ、21ページの上段にかけて、2項 児童福祉費、2目 児童措置費及び3目 母子福祉費は、臨時交付金の財源更正を行います。

4目 保育所費の私立・町外保育所運営事業は、新型コロナウイルス感染症対策のため、土庄保育園に対し清掃及び除菌に係る補助金50万円の計上でござい

ます。全額、県費にて措置されます。

7 目 児童館運営費の隣保館維持管理費は、新型コロナウイルス感染症対策としてマスク、手指消毒液など衛生用品購入費 16 万 8 千円、刈崎・北浦・大部各児童館の遊戯室へエアコンを設置するための設計委託料と設置工事費合わせて 507 万 4 千円、非接触型体温計及び空気清浄機を 4 施設に整備するため 42 万円を計上しております。財源として、臨時交付金を充当します。

下段にまいりまして、4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、1 目 保健衛生総務費と 2 目 予防費は、臨時交付金の財源更正を行います。

3 目 環境衛生費の二酸化炭素排出抑制対策事業は、ドローンを活用した物流実用化の事業計画策定が必要であるため、物流担当予定事業者である佐川急便と協議会を設置し、試験飛行等を行います。補助金上の実施主体が行政であることが条件であるため、町から協議会に対し負担金 500 万円を支出いたしますが、全額補助金が措置されます。

4 目 診療所費の病院事業は、新型コロナウイルス感染症により、大きく収益が減少している小豆島中央病院に対して、医療提供体制確保の観点から財政支援を行うため補助金 5857 万 2 千円を計上しております。事業費につきましては、現時点で見込まれる今年度末の資金不足額 1 億 2000 万円を小豆島町と土庄町が負担率に応じて負担するものでございます。財源として、臨時交付金を充当いたします。また、臨時交付金の財源更正も行います。

6 目 斎場管理費の斎場維持管理費は、新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機を 1 台整備するため 9 万円を計上いたしております。財源として、臨時交付金を充当します。

22 ページ、23 ページの上段にまいります。

2 項 清掃費、2 目 塵芥処理費の塵芥処理施設維持管理費は、今年度で地元との協定が終了する小江最終処分場の登記情報の整理を行うため、登記委託料 11 万 7 千円を組み替えにより対応いたします。

次に、塵芥処理民間委託事業は、今年度より町内の不燃ごみを綾川町にある富士クリーンへ搬出してありますが、クリーンセンターから出る焼却灰の検査を綾川町の基準で実施する必要があることから、検査手数料 16 万 5 千円を計上しております。組み替えにより対応いたします。

下段、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、3 目 農業振興費の有害鳥獣被害防止対策事業は、イノシシなどを捕獲する際の備品としてネットランチャー 4 万円を計上いたしております。組み替えにより対応いたします。

次に、次世代産業育成モデル事業は、「やさい工房」の敷地を囲むように設置しているフェンスが老朽化のため傷んでおり、海からの強風を防ぐことが難しくなっていることに加え、転落防止の機能が果たせなくなっていることから、

フェンスを更新整備するため修繕費 127 万 2 千円を計上しております。

次に、スマート農業推進事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、先端技術を活用し、省力化・省人化を図る目的で ICT 機器及びロボット技術を導入する農業者に対して、補助金を交付するため 300 万円計上いたしております。事業例としましては、ドローンやラジコンで農薬散布するなどがあげられます。財源として、臨時交付金を充当いたします。

4 目 畜産業費は、臨時交付金の財源更正を行います。

5 目 農地費の町土地改良事業は、県営事業を実施している豊島山田池の下流で、単県事業を活用して水路整備を実施しておりますが、単県事業で不足する部分についてコンクリート舗装や水路の蓋掛けを行うため、町単独事業として工事費 122 万 1 千円を計上いたしております。

24 ページ、25 ページの上段にまいります。

2 項 林業費、1 目 林業振興費の造林事業は、大部 2 林班内のシカ柵を修繕するため、ワイヤーの防護柵修繕費 49 万 5 千円を計上いたしております。

2 目 高見山生活環境保全林整備事業費の高見山生活環境保全林維持管理費は、高見山展望台への登り口駐車場にある公衆トイレの照明に係る修繕費 2 万 9 千円でございます。

中段、3 項 水産業費、1 目 水産業振興費は臨時交付金の財源更正を行います。

2 目 漁港管理費の漁港維持管理費は、小海漁港防波堤の石積修繕に 25 万円、四海漁港の水銀灯修繕に 25 万円計上をいたしております。

下段、7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工業振興費は、臨時交付金の財源更正を行います。

3 目 観光費の瀬戸内国際芸術祭事業は、アート作品保険料 12 万 5 千円が当初予算から漏れていたため補正にて対応するものでございます。財源として、観光振興基金繰入金を充当いたします。

次に、地域資源活性化事業は、民間企業等のノウハウや知見を活かし、観光分野において地域独自の新たな魅力や価値の向上に繋げることを目的として、民間企業等より社員を受け入れるための新たな施策「地域おこし企業人」負担金 233 万 4 千円を計上いたしております。全額が特別交付税措置の対象となります。また、臨時交付金の財源更正を行います。

26 ページ、27 ページの上段にまいります。

8 款 土木費、2 項 道路橋りょう費、1 目 道路維持費の町道維持管理費は、7 件 462 万 8 千円です。

次に、沖之島渡船運航費は、会計年度任用職員の期末手当 8 万 6 千円と渡船ラジエーターの不良に係る修繕費 6 万 4 千円でございます。

2 目 道路新設改良費の町道新設改良事業は、3 件 556 万 5 千円です。

下段の 3 項 河川費、1 目 河川総務費の河川等維持管理費は、2 件 72 万 6 千円でございます。

次に、河川等改良事業は、1 件 518 万 6 千円です。

次に、自然災害防止事業（河川）は、1 件 110 万円でございます。

28 ページ、29 ページの上段にまいります。

5 項 都市計画費、2 目 都市下水路管理費の都市下水路維持管理費は、4 件 363 万 8 千円です。

次の段、6 項 住宅費、1 目 住宅管理費の公営住宅維持管理費は、青門ヶ丘住宅 F5 棟周辺にシロアリが発生したため駆除に係る手数料 48 万 8 千円です。

3 目 改良住宅建設費の社会資本交付金事業（大部住宅建替）は、2 件 291 万円でございます。

次の段、9 款 消防費、1 項 消防費、4 目 災害対策費は、災害対策事業において臨時交付金の財源更正を行います。

また、明治安田生命相互会社寄附金による財源更正もいたします。明治安田生命相互会社寄附金 15 万 9 千円は、備蓄物資購入費に充当する予定でございます。また、臨時交付金の財源更正を行います。

下段から 30 ページ、31 ページの上段にかけまして、10 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目事務局費の教育振興事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う町独自支援として、高校 2 年生、3 年生に対する特別給付金 540 万円、大学生等の奨学生に対する特別給付金 96 万円、合わせて 636 万円でございます。財源として、臨時交付金を充当いたします。また、臨時交付金の財源更正を行います。

次の段、2 項 小学校費、2 目 教育振興費の教育振興事業は、中庭住宅から寄附金 200 万円を受け、豊島小中学校に図書を購入いたします。また、臨時交付金の財源更正を行います。

次の段、3 項 中学校費、2 目 教育振興費は、臨時交付金の財源更正を行います。

下段にまいります。

4 項 社会教育費、2 目 公民館費の公民館運営事業は、刈崎公民館屋根の改修工事について、刈崎地区自治連合会、刈崎公民館長、消防団刈崎分団、連名の要望書を受けアスベスト調査手数料 16 万 5 千円を補正計上いたします。これは、来年度の 4 月からスムーズに事業着手できるように、補正対応にて先に実施しておくためでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、戸形公民館のエアコン故障による取替費用 35 万 2 千円、各公民館と中央公民館に空気清浄機の整備費 89 万 7600 円合わせて 125 万円の計上でございます。

また、公民館行事等に活用するため、体表面温度測定対応顔認証リーダーを 2

台導入する費用 62 万 7 千円を計上いたしております。これは、サーモグラフィーを利用した非接触式検温で、同時にマスク着用の有無も判断できるため、イベント時などの 1 次スクリーニングとして使用いたします。

新型コロナ関連事業には、財源として臨時交付金を充当いたします。

4 目 図書館費の中央図書館維持管理費は、図書類の購入 4 万円です。小豆島ライオンズクラブからの寄附金を充当いたします。

32 ページ、33 ページの上段にまいります。

8 目 放課後子ども教室費の放課後こども教室事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機 6 台の整備費 53 万 9 千円でございます。財源として臨時交付金を充当いたします。

中段、11 款 災害復旧費、1 項 農林水産業施設災害復旧費、2 目 農業用施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業 40 万円は、7 月の連続した大雨により、長浜集落内の農道の地盤が削られているため修繕するものでございます。

下段、2 項 公共土木施設災害復旧費、1 目 公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業 464 万 6 千円は、職員が台風等の際に各港湾の陸^{りっこう}間を閉めに行く際の安全確保のため、ライフジャケット購入費 9 万 6 千円、町内各地の町道側溝堆積物除去費用 200 万円、町道大鐸線の崩れている石積復旧費 55 万円、黒岩笠滝線陥没復旧工事費 170 万円と舗装修繕費 30 万円でございます。

1 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、4 億 3535 万 8 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 128 億 5367 万 1 千円となります。

次に第 2 条、地方債の補正については、8 ページ第 2 表のとおり 1 事業について変更をいたしております。

次に、議案書 35 ページをお開きください。

議案第 2 号 令和 2 年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 42 ページ、43 ページをお願いします。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の一般管理事業は、土庄港ターミナルビル 2 階にあるコシノ・ジュンコ作品を展示している 2 階部分のデッドスペースを活用するため、改修工事实施設計委託料 68 万 9 千円を計上いたしております。

35 ページにお戻りいただきまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 68 万 9 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 3898

万4千円となります。

次に、議案書45ページをお開きください。

議案第3号 令和2年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして52ページ、53ページをお願いします。

6款 諸支出費、1項 償還金及び還付加算金、1目 返還金の返還金事業は、昨年度の国庫負担金等の精算により、不用となった返還金2548万4千円の計上でございます。

45ページにお戻りいただきまして、以上が補正予算の概要でございます、今回の補正額は2548万4千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと20億3459万7千円となります。

次に、議案書55ページをお開きください。

議案第4号 令和2年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして62ページ、63ページをお願いします。

1款 地域包括支援センター事業費、1項 介護予防支援事業費、1目 介護予防支援事業費、2款 サービス事業費、1項 居宅介護支援事業費、1目 居宅介護支援事業費、2項 訪問介護サービス事業費、1目 訪問介護サービス事業費、64ページ、65ページ、3項 訪問入浴サービス事業費、1目 訪問入浴サービス事業費の新型コロナウイルス感染症対策事業は、いずれも消毒液等の消耗品、空気清浄機等の備品購入費を計上いたしております。全て国保連合会からの補助金が措置されます。

55ページにお戻りいただきまして、以上が補正予算の概要でございます、今回の補正額は85万9千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと9674万2千円となります。

次に、議案書67ページをお開きください。

議案第5号 令和2年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして74ページ、75ページをお願いします。

3款 保健事業費、1項 後期高齢者保健事業費、1目 後期高齢者保健事業費の職員給与費は、今年度6月に策定した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」において担当する保健師が決定したことに伴い、各節の組み換えをしております。財源として、保健事業費を充当いたします。

次に、後期高齢者保健事業は、同事業計画に基づく補正計上となっております。財源として、保健事業費を充当いたします。

保健事業費の充当で不足する額 48 万 2 千円を一般会計から繰り入れをいたします。

67 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 485 万 8 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 2 億 8354 万 3 千円となります。

次に、議案書 77 ページをお開きください。

議案第 6 号 平成元年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案書 78 ページをお開きください。審議資料は同じ 85 ページ、86 ページになります。

議案第 7 号 土庄町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、土庄町障害者計画等策定委員会を町長の附属機関として規定するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 79 ページ、右のページをご覧ください。審議資料は 87 ページになります。

議案第 8 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、土庄町障害者計画等策定委員会委員の報酬額を規定するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 80 ページをお開きください。審議資料は 88 ページ、89 ページになります。

議案第 9 号 新たに生じた土地の確認についてでございます。

土庄町が施工する田井漁港内公有水面埋立の埋立に関する工事が令和 2 年 7 月 9 日に竣功認可を受けたことに伴い、土庄町の区域に新たに土地が生じたことから、その旨を確認するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書 81 ページをご覧ください。

議案第 10 号 字の区域の変更についてでございます。

議案第 9 号で確認した土地を所在の字に編入することにより、字の区域が変更となることから、これを定めるため議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、82 ページをお願いしたいと思います。

同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命についてであります。土庄町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。現委員の三浦弘氏が令和 2 年 9 月 30 日をもって任期満了になります。引き続き同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。略歴等につきましては、この記載のとおりでありまして、任期は書いておりませんが、任期は 4 年ということになってます。よろしくお願いいたします。

続きまして、隣の 83 ページ、諮問第 1 号でございます。人権擁護委員候補者の推薦についてありますが、現委員の多田太門氏が令和 2 年の 9 月 30 日をもって任期満了になります。引き続き同氏を推薦いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同じく略歴等については、記載のとおりでありまして、こちらのほうにつきましては、任期は 3 年ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、諮問第 2 号、84 ページでございます。

同じく、人権擁護委員の候補者の推薦についてということで、現委員の河野宏宜氏が令和 2 年 9 月 30 日をもって任期満了となります。引き続き同氏を推薦いたしたく、議会の同意を求めるものであります。人権擁護委員法の第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。略歴等につきましては、同じく記載のとおりであります。人権擁護委員についても、先ほど言いましたように、任期は 3 年ということになります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで、暫時休憩をいたします。再開は、10 時 45 分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この間を利用いたしまして換気を行いますので、ご協力のほどお願いいたします。

休 憩 午前 10 時 33 分

再 開 午前 10 時 45 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～諮問第 2 号）

○議長（濱野良一君）

先ほど説明のありました議案第 1 号から諮問第 2 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 5 号までと議案第 7 号から議案第 10 号までにつきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解の上、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から諮問第 2 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 5 号、議案第 7 号～議案第 10 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 5 号までと議案第 7 号から議案第 10 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 5 号までと議案第 7 号から議案第 10 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

討論、採決（同意第 1 号、諮問第 1 号～諮問第 2 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 14、同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命については、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 1 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第 15、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。諮問第 1 号を原案のとおり、適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第 16、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦については、討論を省略いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。諮問第 2 号を原案のとおり、適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

決算特別委員会の設置、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 17、発議第 1 号 決算特別委員会の設置については議員提案であります。提出者から、趣旨説明を求めます。

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

発議第 1 号について、趣旨説明をさせていただきます。

決算特別委員会の設置について別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

令和元年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第 109 条及び土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置しようとするものであります。

委員会の名称、決算特別委員会、設置の期間、議決の日から決算審査終了までとし、議会の閉会中も審査等を行うことができるものとする。委員の定数 7 人。

設置の理由としましては、決算の重要性を考慮し、町の財政構造、行政効果の達成状況等について特に精密な検討を加え、今後予算案の審査上参考としたいので、専門的に審査を行うため、特別委員会を設置しようとするものであります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

これをもって、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 1 号 決算特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで休憩し、議案の配布をいたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前 10 時 50 分

再 開 午前 10 時 52 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

決算特別委員会委員の選任（決定第 1 号）

日程第 18、決定第 1 号 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、決算特別委員会委員の発表をいたします。

1 番茂木邦夫君、2 番鈴木美香君、3 番福本達雄君、4 番三木俊明君、8 番福本耕太君、7 番高橋正博君、私 濱野良一。以上 7 名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名の諸君を、決算特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名の諸君が、決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いしたいと思います。委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 10 時 54 分

再 開 午前 10 時 56 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

決算特別委員会の正副委員長の決定

- 議長（濱野良一君）
休憩中に決算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。
委員長に三木俊明君、副委員長に福本達雄君。以上でございます。

委員会付託（議案第 6 号）

- 議長（濱野良一君）
日程第 9、議案第 6 号 令和元年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
お諮りいたします。議案第 6 号については、先ほど設置いたしました決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 6 号については、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 2 号）

- 議長（濱野良一君）
日程第 19、発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、議員提案であります。提出者から、趣旨説明を求めます。
5 番 岡野能之君。
○5 番（岡野能之君）
発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に

対し地方税財源の確保を求める意見書でございます。

土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出するものであります。すでにお手元に配布しております意見書を読み上げまして、趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和 2 年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（濱野良一君）

これをもって、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 2 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第 2 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

土庄町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙（選挙第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 20、選挙第 1 号 土庄町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙管理委員会委員及び同補充員の任期満了にあたり、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項により選挙をしなければならないことになっております。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。被指名人の氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（渡辺志保君）

それでは朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

選挙管理委員会委員には、木下孝司、大谷和子、片山和昭、樋口英士、同補充員には、第1順位 三枝正武、第2順位 濱口美恵子、第3順位 山神典子、第4順位 佐伯裕美。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

お諮りいたします。ただ今、ご指名いたしました諸君を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名の諸君が選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

散会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、11時20分より委員会室にて、総務建設常任委員会を開催いたします。終了後、引き続き教育民生常任委員会も開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

散 会 午前11時15分